

施設基準揭示

(令和6年6月1日現在)

1. 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

- ・ 入院基本料について
 - * 当院は、入院患者7人に対して1人以上の看護職員を配置しております。
 - * 看護職員の70%以上が看護師です。
 - * 9時から17時までの看護職員の一人当たりの患者受け持ち数は4人以内です。
 - * 17時から朝9時までの看護職員の一人当たりの患者受け持ち数は15人以内です。

《基本診療料》

- ・ 医療DX推進体制整備加算
- ・ 一般病棟入院基本料(急性期一般入院料1)
- ・ 救急医療管理加算
- ・ 診療録管理体制加算1
- ・ 医師事務作業補助体制加算1 (15対1)
- ・ 急性期看護補助体制加算 (75対1)看護補助体制充実加算
- ・ 療養環境加算
- ・ 医療安全対策加算1
- ・ 感染対策向上加算 I (指導強化加算)
- ・ 患者サポート体制充実加算
- ・ 報告書管理体制加算
- ・ 呼吸ケアチーム加算
- ・ 術後疼痛管理チーム加算
- ・ 後発医薬品使用体制加算3
- ・ 病棟薬剤業務実施加算1
- ・ データ提出加算2
- ・ 入退院支援加算1
- ・ せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・ 地域医療体制確保加算
- ・ 特定集中治療室管理料3
- ・ 早期離床・リハビリテーション加算
- ・ 短期滞在手術等基本料1
- ・ 看護職員処遇改善評価料54

★入院時食事療養 I の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時適温で提供しています。

(朝食 7時30分 昼食 12時 夕食 18時以降)

《特掲診療料》

- ・ がん性疼痛緩和指導管理料
- ・ がん患者指導管理料二
- ・ 二次性骨折予防継続管理料1
- ・ 二次性骨折予防継続管理料3
- ・ 下肢創傷処置管理料
- ・ 院内トリアージ実施料
- ・ 夜間休日救急搬送医学管理料の「注3」に掲げる救急搬送看護体制加算1
- ・ 外来腫瘍化学療法診療料1
- ・ 外来腫瘍化学療法診療料の注9に規定するがん薬物療法体制充実加算
- ・ 開放型病院共同指導料
- ・ がん治療連携指導料管理料
- ・ 肝炎インターフェロン治療計画料
- ・ 薬剤管理指導料
- ・ 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
- ・ 医療機器安全管理料1
- ・ 在宅時医学総合管理料及び施設入居時医学総合管理料
- ・ 救急患者連携搬送料
- ・ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に掲げる遠隔モニタリング加算
- ・ BRCA1/2遺伝子検査
- ・ 検体検査管理加算(Ⅳ)
- ・ 前立腺針生検法(MRI撮影及び超音波検査融合画像によるもの)
- ・ 画像診断管理加算2
- ・ CT撮影及びMRI撮影
- ・ 冠動脈CT撮影加算
- ・ 心臓MRI撮影加算
- ・ 外来化学療法加算1
- ・ 無菌製剤処理料
- ・ 心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・ 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)
- ・ 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・ 呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・ 摂食機能療法の「注3」に規定する摂食嚥下機能回復体制加算2
- ・ がん患者リハビリテーション料
- ・ 医科点数表第2章第9部処置の通則の5に掲げる処置の休日加算1
- ・ 医科点数表第2章第9部処置の通則の5に掲げる処置の時間外加算1
- ・ 医科点数表第2章第9部処置の通則の5に掲げる処置の深夜加算1
- ・ 硬膜外自家血注入
- ・ エタノールの局所注入(甲状腺)
- ・ 人工腎臓 慢性維持透析を行った場合1
- ・ 導入期加算1
- ・ 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- ・ ストーマ合併症加算
- ・ 医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
- ・ 緊急整復固定加算及び緊急挿入加算

- ・ 乳がんセンチネルリンパ節加算2及びセンチネルリンパ節生検(単独)
- ・ 食道縫合術(穿孔・損傷)(内視鏡によるもの)、内視鏡下胃・十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、小腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、結腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、腎(腎盂)腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、尿管腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、膀胱腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、膣腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)
- ・ 経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)
- ・ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ・ 大動脈バルーンパンピング法(IABP法)
- ・ 腹腔鏡下リンパ節群郭清術(側方)
- ・ 腹腔鏡下胃切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・ 腹腔鏡下噴門側胃切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・ 腹腔鏡下胃全摘術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・ バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術
- ・ 腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術(胆嚢床切除を伴うもの)
- ・ 胆管悪性腫瘍手術(臍頭十二指腸切除及び肝切除(葉以上)を伴うものに限る)
- ・ 腹腔鏡下肝切除術
- ・ 腹腔鏡下膵腫瘍摘出術及び腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術
- ・ 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- ・ 内視鏡的小腸ポリープ切除術
- ・ 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術
- ・ 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術
- ・ 腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術
- ・ 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
- ・ 腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
- ・ 腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
- ・ 医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の休日加算1
- ・ 医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の時間外加算1
- ・ 医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の深夜加算1
- ・ 輸血管理料 I
- ・ 輸血適正使用加算
- ・ 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- ・ 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・ 麻酔管理料(I)
- ・ 病理診断管理加算2
- ・ 悪性腫瘍病理組織標本加算
- ・ 保険医療機関間の連携による病理診断
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料
- ・ 入院ベースアップ評価料

2. 手術に関する届出

(第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術)

・ 区分1に分類される手術

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0件
イ	黄斑下手術等	0件
ウ	鼓室形成手術等	0件
エ	肺悪性腫瘍手術等	6件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	38件

・ 区分2に分類される手術

ア	靭帯断裂形成術等	4件
イ	水頭症手術等	0件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件
エ	尿道形成手術等	3件
オ	角膜移植術	0件
カ	肝切除術等	20件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	1件

・ 区分3に分類される手術

ア	上顎骨形成術等	1件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0件
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0件
エ	母指化手術等	0件
オ	内反足手術等	0件
カ	食道切除再建術等	2件
キ	同種死体腎移植術等	0件

区分4に分類される手術	610件
-------------	------

・ その他の区分に分類される手術

ア	人工関節置換術	28件
イ	乳児に対する施設基準対象手術(1歳未満)	0件
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	28件
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	0件
オ	経皮的冠動脈形成術等、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	176件

(2023年1月～12月)
2024年1月1日現在